

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立学校体育施設スポーツ開放要綱（昭和51年4月1日51教ス第146号）に基づき、社会体育の普及、市民の健康の増進及び体力の向上を図るため、県立学校の体育施設（以下「県立学校体育施設」という。）を、学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動の利用に開放することについて、必要な事項を定めるものとする。

(開放する施設)

第2条 開放する県立学校体育施設（以下「開放施設」という。）は、県立学校の運動場、屋外体育施設及び体育館等の体育施設とする。

(開放日等)

第3条 開放施設の開放日及び使用可能競技種目並びに開放時間は、別表のとおりとする。

2 開放施設の校長（以下「校長」という。）は、前項の規定により決定した開放日を当該開放日の前年度3月31日までに市長に報告するものとする。

(管理指導員)

第4条 市長は、開放する学校ごとに管理指導員を置く。

2 管理指導員は、開放校の建物配置、開放施設及び設備の特性等を周知し、開放施設の管理保全及び利用者の指導にあたるものとする。

(利用者の範囲)

第5条 開放施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を備え、かつ、市に登録した10人以上のクラブ又はグループ（以下「団体」という。）とする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者で組織する団体であること。
- (2) 成人の責任者を有する団体であること。

(登録)

第6条 前条の登録をしようとする団体の代表者は、春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めるときは、当該団体の代表者に春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用団体登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定に基づき登録をした団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、第2項の規定に基づき登録した団体の情報を、当該開放施設の校長及び管理指導員に提供するものとする。

（利用手続）

第7条 登録団体の代表者は、開放施設を利用しようとするときは、その利用しようとする日の7日前までに、春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、開放施設の利用を許可したときは、春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用許可通知書（第4号様式。以下「許可通知書」という。）を前項の代表者に交付するものとする。

（利用の不許可）

第8条 開放施設を利用しようとする者の活動内容が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その利用の許可をしないことができる。

- (1) 政治活動のために利用するとき。
- (2) 宗教活動のために利用するとき。
- (3) 営利目的のために利用するとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が利用させることが適当でないとき。

（利用者の義務）

第9条 開放施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、開放施設の利用に際しては、この要綱の規定並びに市長、校長及び管理指導員の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡、転貸の禁止）

第10条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第9条の規定に従わなかったとき。

- (2) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。
- (3) 開放施設の利用にあたって適正でない行為があったとき又は行われるおそれがあるとき。
- (4) 学校教育に支障があるとき。

(登録証等の携帯等)

第12条 利用者は、開放施設を利用するときは、常に登録証及び許可通知書を携帯し、市長、校長及び管理指導員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用の取消し)

第13条 利用者が利用の取消しをしようとするときは、春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用許可取消承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録の取消し)

第14条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録をしたとき。
- (2) 第8条第1号から第3号又は第10条の規定に該当するに至ったとき。
- (3) その他登録団体として不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録団体に春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用団体登録取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(報告)

第15条 利用者は、開放施設の施設及び附属設備を毀損し、又は滅失したときは、市長、校長及び管理指導員に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、県立学校体育施設スポーツ開放に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	開放日及び使用可能競技種目	開放時間
午前	開放施設の校長が定める日及び種目	午前9時から正午まで
午後		午後1時から午後4時まで
全日		午前9時から午後4時まで

（宛先）春日井市長

申請者 住所
 （団体責任者） 氏名
 連絡先電話（自宅） — —
 （携帯） — —

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用団体登録申請書

次のとおり、県立学校体育施設の利用登録を申請します。

団 体 名	
利用内容（種目）	
利用者及び人数	人（男子 人、女子 人） ※ 裏面利用者名簿のとおり
利用（予定）の 高等学校	

※ 窓口来訪者（窓口に来られた方と申請者が異なる場合は、必ずご記入ください。）

氏 名	
住 所	
連絡先電話	

(裏)

利 用 者 名 簿

No.	氏 名	生年月日	住 所	勤務先 (学校名)
1		・ ・		
2		・ ・		
3		・ ・		
4		・ ・		
5		・ ・		
6		・ ・		
7		・ ・		
8		・ ・		
9		・ ・		
10		・ ・		
11		・ ・		
12		・ ・		
13		・ ・		
14		・ ・		
15		・ ・		
16		・ ・		
17		・ ・		
18		・ ・		
19		・ ・		
20		・ ・		

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者で構成し、成人の責任者がいるおおむね 10 人以上のクラブ又はグループであること。
- (2) 住所が春日井市外の方は、「勤務先 (学校名)」欄に勤務先又は学校名をご記入ください。

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用団体登録証

団 体 名			登録 番号	
責 任 者	氏 名			
	住 所			
利用内容（種目）				
利用者及び人数		人（男子 人、女子 人） ※ 利用者名簿のとおり		
注 意 事 項		1 この登録証は責任者が所持し、関係者の請求があつたときは提示しなければならない。 2 この登録証を他の団体に譲渡又は転貸してはならない。 3 この登録証を紛失したときは、速やかに市長に届けること。		

上記の団体は、春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用登録団体であることを証明します。

年 月 日

春日井市長

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者	住所		
（団体責任者）	氏名		
	連絡先電話（自宅）	—	—
	（携帯）	—	—

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用許可申請書

次のとおり、県立学校体育施設の利用許可を申請します。

利用施設	
利用内容（種目）	
利用日時	裏面に記載
備考	

※ 窓口来訪者（窓口に来られた方と申請者が異なる場合は、必ずご記入ください。）

氏名	
住所	
連絡先電話	

(裏)

利 用 日 時

	利 用 日	利用時間
1	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
2	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
3	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
4	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
5	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
6	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
7	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
8	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
9	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
10	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
11	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
12	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日

※1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時まで、「全日」とは午前9時から午後4時までをいう。

団体名

責任者

春日井市長

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用許可通知書

次のとおり、春日井市県立学校体育施設スポーツ開放の利用を許可したので通知します。

利 用 施 設	
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
利用内容 (種目)	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none">1 利用登録を受けた利用者以外、学校敷地に立ち入らないこと。2 利用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。3 自動車、バイク、自転車は、指定された場所に駐車すること。4 学校敷地内では、飲酒・喫煙しないこと。5 利用後は、施設の清掃、用具等の整頓すること。6 施設・用具等を破損したときは、市長、学校長及び管理指導員に報告し指示を受けること。7 学校等の都合及び施設の状態が悪いときは、利用許可した日時であっても利用を断ることがある。8 この利用許可通知書を他の団体に譲渡又は転貸しないこと。9 この利用許可通知書は責任者が所持し、関係者の請求があれば提示しなければならない。10 この通知書を紛失したときは、速やかに市長に届けること。

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住所
 （団体責任者）氏名
 連絡先電話（自宅） — —
 （携帯） — —

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用許可取消承認申請書

年 月 日付けで許可された県立学校体育施設の利用許可について、次のとおり取り消し申請します。

団体名		登録 番号	
利用施設			
利用内容（種目）			
利用許可日時	※ 裏面に記載		
利用許可 取り消しの理由			
添付書類	利用許可通知書		
備考			

※ 窓口来訪者（窓口に来られた方と申請者が異なる場合は、必ずご記入ください。）

氏名	
住所	
連絡先電話	

(裏)

利 用 日 時

	利 用 日	利用時間
1	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
2	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
3	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
4	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
5	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
6	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
7	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
8	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
9	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
10	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
11	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日
12	年 月 日	午前 ・ 午後 ・ 全日

※1 この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時まで、「全日」とは午前9時から午後4時までをいう。

団体名
責任者

春日井市長

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放利用団体登録取消通知書

春日井市県立学校体育施設スポーツ開放実施要綱第 14 条に規定により団体登録を取消します。

登録団体の責任者は、速やかに登録証を市長に返却すること。

登録の内容	団 体 名		登録 番号	
	責 任 者	氏 名		
		住 所		
	利用者及び人数		人（男子 人、女子 人） ※ 利用者名簿のとおり	
利用登録 取り消しの理由				